防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）の概要

１　目的

太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な基本的事項を定めることにより、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、市の自然及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

２　主な内容

⑴ 各種届出の義務化

・発電出力の合計が１０キロワット以上の太陽光発電設備により発電事業を行う者（以下「事業者」という。）に対して、事前協議から事業廃止までの間、各種の届出を義務づける。

⑵ 地域住民等への説明と理解の確保

・事業者に対して、事業区域の周辺関係者への説明会の開催を義務づける。

⑶ 適正な維持管理

・事業者に対して、太陽光発電設備等の適正な維持管理を義務付ける。

・事業者に対して、事故等による設備の損傷に起因して、自然環境等の保全に支障をきたすことのないような措置を義務づける。

⑷ 設備の廃棄費用等の確保

・事業者に対して、事業終了後に生じる設備の廃棄費用等の確保を義務づける。

・事業者に対して、災害等による修繕や撤去及び処分に備えた火災保険等への加入努力を義務づける。

⑸ 実効性の確保

・事業者に対し、関係法令等に基づき適正に対応するよう助言、指導、勧告を行う。

・条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者へ報告又は資料の提出を求めるほか、立入調査を行う。

・事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合には、当該事業者の氏名や勧告の内容を公表するほか、国・県その他関係機関へ通知する。

３　手続の流れ

説明会等の開催	⇒	設置工事	⇒	事業開始	⇒	廃止	⇒	撤去工事
↑		↑		↑		↑		
事前協議の届出		事業計画の届出		開始届出		廃止届		

４　施行日

令和７年(2025 年)４月１日

※ 施行日において、太陽光発電設備を設置済み又は施行日前に設置工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う場合についても、各種届出、標識の設置、維持管理等の規定が適用される。